

# グリーンベーダー スタジオ撮影規約

## 第1条（総則）

本規約は、商品撮影の依頼者とグリーンベーダーが行うスタジオ撮影に関して、依頼者とグリーンベーダーに関する権利義務関係を規定するものであって、依頼者及びグリーンベーダーの双方を拘束する。

## 第2条（スタジオ撮影の目的）

グリーンベーダーが行うスタジオ撮影は、商品売買を助長する広告宣伝、或いは趣味等の私的使用を目的に実施する。

## 第3条（主要用語の定義）

本規約に置いて、以下の用語は、以下の意義を有するものとする。

- (1) スタジオ撮影：グリーンベーダーが所有する撮影システムにより撮影すること
- (2) 成果物：撮影した画像を加工、編集したまとまりのデジタル情報
- (3) ビデオ録画：グリーンベーダーが所有するビデオカメラにて開梱、梱包の公正を確保する目的で依頼品の状態・数量を記録すること

## 第4条（手数料）

依頼者はグリーンベーダーが別に定める撮影及び成果物に対する手数料を、依頼時又は定められた時期に支払うものとする。

## 第5条（スタジオ撮影の実施と解除）

依頼者がスタジオ撮影を依頼した商品に対してグリーンベーダーが行うスタジオ撮影は、撮影においてグリーンベーダーが採用する技術と情報に基づいて撮影し、その撮影後の成果物を依頼者に納品し、依頼品を返却するものである。

2 依頼品がその種類又は加工等のため経時変化するものであっても、グリーンベーダーは、撮影時における依頼品のそのままの状態で撮影すれば足りる。

3 スタジオ撮影では、全ての依頼品を置いて撮影するため、置く、又は別の物体に触れる場合がある。この時、グリーンベーダーは最大限の注意を払い依頼品を取り扱うが、接触に伴うキズが付くことをあらかじめ承諾する。

4 グリーンベーダーが依頼品に関して撮影が不可能と判断した場合は、その旨依頼者に通知を行うことにより、本件依頼を解除することができる。この場合、グリーンベーダーは、既に依頼者から受領済みの手数料があれば、当事者間で別段の合意がない限り、依頼品と共にこれを依頼者に返還する。なお、返還する金員には利息を付さない。

## 第6条（スタジオ撮影の方法）

スタジオ撮影に当たっては、全ての依頼品の数量、品番をスタジオに持込む際、又は郵送の場合は開梱時に確認する。グリーンベーダー又は依頼者が用意した一覧リストに基づき確認する。確認の公平性を確保するためにビデオ録画する。

2 依頼品を撮影商品一覧表に照らし合わせ確認し、差異がある場合は、依頼品を預からない。郵送の場合は、第13条に従って返却する。その事で、撮影日程に沿うことが難しい場合は、延期、又は日程を再調整することをあらかじめ承諾する。日程の再調整が難しい場合は、依頼者は撮影をキャンセルすることができる。キャンセルする場合は、手数料の10%を支払うものとする。

3 依頼者の申し出により宝石又は金属のキズ、磨き残し等ができるだけ見せないように撮影をできるようになるが、その場合、依頼者は撮影後の成果物が期待した撮影構成と異なる場合があることをあらかじめ承諾する。

## 第7条（スタジオ撮影の周辺設備）

グリーンベーダーが採用する技術と情報に基づき、スタジオ撮影のライティングを行う。

2 撮影の背景等を依頼者が指定できる。但し、場合によって指定できないことをあらかじめ承諾する。

## 第8条（成果物の発行・権利）

依頼者が確認するための確認用としての予備成果物は、確認用であって、依頼者へ納品する成果物に代わるものではない。

2 成果物の著作権、その他の知的財産権はグリーンベーダーに帰属するものとする。依頼者はグリーンベーダーの事前の許諾なく、または、その許諾の範囲を超えて使用することを禁止する。

3 成果物の発行には、依頼者の目的に応じた媒体形式で納品する。ただし、CD-Rでの納品を除き、別途手数料が発生することをあらかじめ承諾する。

4 グリーンベーダーが対応すると決定した媒体形式であっても、全てのバージョンに対応するものでないことをあらかじめ承諾する。この場合、媒体から成果物のデータを再生・表示できないが、いかなる責任もグリーンベーダーは負わない。

5 依頼者から指定された媒体形式で納品した成果物を、後に複写又は別媒体で再度納品を依頼者が希望する場合、手数料が発生することをあらかじめ承諾する。また、媒体によっては成果物の品質が低下する場合があることもあらかじめ承諾する。

6 成果物の使用権は依頼者とグリーンベーダーが持つ。グリーンベーダーの使用については、時期、対象商品は依頼者と協議し、決定する。依頼者は、目的の範囲内で、成果物の使用、複写、又は別媒体へ変換、加工を行うことができる。その場合、依頼者が責任を負い、いかなる結果であってもグリーンベーダーは責任を負わない。

7 成果物の再発行は、グリーンベーダーがやむを得ないと認めた場合に限り、かつ成果物の納品から2週間以内とする。但し、再度のスタジオ撮影は原則として行わない。

8 依頼者が成果物を流用した類似のコンテンツの制作・販売を行うこと、成果物を営利・非営利の目的を問わず、第三者に転売、配布、譲渡、貸与、送信すること、その他第三者に使用権を譲渡し、貸与し、また担保設定することを禁止する。ただし依頼者が制作した広告等の成果物を広告主に納品、利用することはこの限りではない。

## 第9条（事故損害の補償）

グリーンベーダーは、依頼品について、その受注期間内かつスタジオに搬入してから搬出する間に生じた紛失、破損又は汚損による損害を与えた場合、依頼者に対してその損害を補償する。

盗難においては、契約しているセコム株式会社の保険範囲内で補償する。

## 第10条（損害補償を行わない場合）

前条に該当する場合であっても、グリーンベーダーは、次の各項の損害については補償しない。

- (1) グリーンベーダーが善良なる管理者の注意義務を尽くしたにもかかわらず生じた損害
- (2) 戦争、変乱、暴動、政治的もしくは社会的騒ぎよう又はこれらに準ずる事変、争議等により生じた損害
- (3) 地震、台風、落雷、高潮、津波等の天災により生じた損害
- (4) 依頼者又はその代理人の故意または過失により生じた損害

## 第11条（損害額の査定）

第9条の損害額の査定は、グリーンベーダーの選択により、事故品と同等の価値の物又はそれを購入し得る金額とする。但し、依頼品1品について金100万円を限度とする。

2 前項の場合、破損及び汚損に関しては、依頼者が破損品・汚損品の引き取りを希望する場合には、破損品・汚損品の残存価値相当額を差し引いて補償するものとする。

3 第1項の損害額及び前項の残存価値相当額については、金額を公正ならしめるため、グリーンベーダーは、第三者にその査定を依頼することができる。

## 第12条（使用権に関する損害の補償）

依頼者又は依頼者以外の第三者が、グリーンベーダーが発行した成果物を使用して発生したいかなる損害も、グリーンベーダーは責任を負わない、又、補償することはない。

## 第13条（依頼品の返却・保管）

グリーンベーダーは、製作した成果物を依頼者に引き渡すと同時に、依頼品を返却する。スタジオで依頼者へ依頼品を返却する場合、グリーンベーダーと依頼者とが共に確認する。郵送の場合は、依頼品が開梱時のビデオ録画と同じであることを確認して梱包し、代金引換にて依頼者に発送する。梱包時は確認の公平性を確保するためにビデオ録画する。

2 グリーンベーダーは、撮影のため依頼品を受け取りした日から起算して100日を経過し、なお依頼者が依頼品を引き取らない場合には、グリーンベーダーは、その後依頼品の保管責任を免れるものとする。

## 第14条（合意管轄）

本規約に関する訴訟は、甲府地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

## 第15条（規約外事項・規約改訂）

本規約に定めのない事項については、依頼者とグリーンベーダーの協議によるほか、日本国の民法、商法その他の関連法令によるものとする。

2 グリーンベーダーの予告なく規約の変更があることをあらかじめ承諾する。変更の詳細については、ホームページ等に掲示することで、通知に代えることができるものとする。

付 則 本規約は、平成24年9月26日より適用する。

本規約に同意する

印